

令和5年第2回臨時会

# 鋸南町議会会議録

令和5年5月9日

鋸南町議会



## 令和5年第2回鋸南町議会臨時会議案一覧表

選挙第1号	議長の選挙について
指定第1号	議席の指定
選挙第2号	副議長の選挙について
選任第1号	鋸南町議会常任委員会委員の選任について
選任第2号	鋸南町議会運営委員会委員の選任について
選挙第3号	安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
選挙第4号	鋸南地区環境衛生組合議会議員の選挙について
選挙第5号	千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
議案第1号	鋸南町監査委員の選任について
議案第2号	鋸南町消防委員会委員の選任について
議案第3号	鋸南町消防委員会委員の選任について
議案第4号	専決処分の承認を求めることについて (鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について)
議案第5号	副町長の選任について
議案第6号	鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について
追加日程第1	議会運営委員会の閉会中の所掌事務の審査について

## 令和5年第2回鋸南町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	3
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
仮議席の指定	4
議長の選挙	4
議席の指定	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	8
諸般の報告	8
提案理由の説明	8
副議長の選挙	9
鋸南町議会常任委員会委員の選任	12
鋸南町議会運営委員会委員の選任	13
安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙	15
鋸南地区環境衛生組合議会議員の選挙	16
千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	17
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
追加議事日程	33
追加日程の決定	33
議会運営委員会の閉会中の所掌事務の審査について	33
閉会の宣言	34

鋸南町告示第47号

令和5年第2回鋸南町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和5年5月2日

鋸南町長 白石 治 和

記

1. 期 日 令和5年5月9日（火） 午前10時
2. 場 所 鋸南町役場議場
3. 付議事件
  - (1) 議長選挙について
  - (2) 議席の指定について
  - (3) 副議長選挙について
  - (4) 鋸南町議会常任委員会委員の選任について
  - (5) 鋸南町議会運営委員会委員の選任について
  - (6) 安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
  - (7) 鋸南地区環境衛生組合議会議員の選挙について
  - (8) 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
  - (9) 鋸南町監査委員の選任について
  - (10) 鋸南町消防委員会委員の選任について
  - (11) 鋸南町消防委員会委員の選任について
  - (12) 専決処分の承認を求めることについて  
(鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について)
  - (13) 副町長の選任について
  - (14) 鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について

令和5年第2回鋸南町議会臨時会議事日程〔第1号〕

令和5年5月9日 午前10時開会

- |       |            |   |
|-------|------------|---|
| 1     | 臨時議長紹介     |   |
| 2     | 臨時議長あいさつ   |   |
| 3     | 町長あいさつ     |   |
| 4     | 町執行部職員紹介   |   |
| 5     | 議員自己紹介     |   |
| 日程第1  | 仮議席の指定について |   |
| 日程第2  | 選挙第1号      | 議長の選挙について                                       |
| 日程第3  | 指定第1号      | 議席の指定について                                       |
| 日程第4  | 会議録署名議員の指名 |   |
| 日程第5  | 会期の決定      |   |
| 日程第6  | 諸般の報告      |   |
| 日程第7  | 選挙第2号      | 副議長の選挙について                                      |
| 日程第8  | 選任第1号      | 鋸南町議会常任委員会委員の選任について                             |
| 日程第9  | 選任第2号      | 鋸南町議会運営委員会委員の選任について                             |
| 日程第10 | 選挙第3号      | 安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について                       |
| 日程第11 | 選挙第4号      | 鋸南地区環境衛生組合議会議員の選挙について                           |
| 日程第12 | 選挙第5号      | 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について                       |
| 日程第13 | 議案第1号      | 鋸南町監査委員の選任について                                  |
| 日程第14 | 議案第2号      | 鋸南町消防委員会委員の選任について                               |
| 日程第15 | 議案第3号      | 鋸南町消防委員会委員の選任について                               |
| 日程第16 | 議案第4号      | 専決処分の承認を求めることについて<br>(鋸南町税条例等の一部を改正する条例の制定について) |
| 日程第17 | 議案第5号      | 副町長の選任について                                      |
| 日程第18 | 議案第6号      | 鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について                         |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番 東 愛 乃 議 員	2 番 篠 宮 真 樹 議 員
3 番 中 村 基 議 員	4 番 柴 本 健 二 議 員
5 番 秋 山 柳 三 議 員	6 番 笹 生 あ す か 議 員
7 番 早 川 正 也 議 員	8 番 竹 田 和 明 議 員
9 番 大 塚 昇 議 員	10 番 青 木 悦 子 議 員
11 番 緒 方 猛 議 員	12 番 鈴 木 辰 也 議 員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 白 石 治 和	副 町 長 内 田 正 司
教 育 長 富 永 安 男	総務企画課長 石 井 肇
税務住民課長 対 馬 尚 子	保健福祉課長 寺 本 幸 弘
地域振興課長 吉 田 修 一	建設水道課長 齋 藤 正 樹
教 育 課 長 安 田 隆 博	会 計 管 理 者 笹 生 い つ 子
監 査 委 員 増 田 光 俊	総務管理室長 今 井 勝 啓

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局長 加 藤 芳 博	書 記 村 上 真 理
--------------	-------------

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 1 9 分 ……………  
〔開会のベルが鳴る〕

### ◎開会の宣言

#### ○臨時議長（緒方猛）

次に進めさせていただきます。  
ただいまの出席議員は12名です。  
定足数に達しておりますので、令和5年第2回鋸南町議会臨時会を開会致します。  
直ちに本日の会議を開きます。

### ◎仮議席の指定

#### ○臨時議長（緒方猛）

日程第1「仮議席の指定」を行います。  
仮議席は、ただいま着席の議席と致します。

### ◎議長の選挙

#### ○臨時議長（緒方猛）

その次に、日程第2 選挙第1号「議長の選挙」を行います。  
選挙の方法は、投票と指名推選の方法がありますが、投票により行います。  
これに、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

#### ○臨時議長（緒方猛）

異議なしと認めます。  
よって、選挙は投票で行います。  
議場を閉鎖と致します。

〔議場の閉鎖〕

#### ○臨時議長（緒方猛）

ありがとうございます。続けます。  
ただいまの出席議員は、12名です。

立会人を指名致します。

鋸南町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に笹生あすか議員、早川正也議員を指名致します。

続きまして、投票用紙の配布を致します。

念のために申し上げますが、投票用紙は単記無記名でお願い致します。

投票用紙の配布をお願い致します。

[投票用紙の配布]

**○臨時議長（緒方猛）**

ちょっと遅くなりましたけど、投票用紙の配布漏れは、ないですね。

〔「なし」の声あり〕

**○臨時議長（緒方猛）**

はい、ありがとうございます。

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検致します。

立会人と事務局長にお願いします。

事務局長、立会いよろしくお願い致します。

[立会人、事務局長により点検]

**○臨時議長（緒方猛）**

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願い致します。

点呼を命じます。加藤芳博さん、事務局長、よろしくお願いします。

**○議会事務局長（加藤芳博）**

それでは、点呼を行います。

1番 東愛乃議員、2番 篠宮真樹議員、3番 中村基議員、4番 柴本健二議員、5番 秋山柳三議員、6番 笹生あすか議員、7番 早川正也議員、8番 竹田和明議員、9番 大塚昇議員、10番 青木悦子議員、12番 鈴木辰也議員、11番 臨時議長 緒方猛議員。

**○臨時議長（緒方猛）**

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○臨時議長（緒方猛）**

ありがとうございました。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより、開票を行います。

笹生あすか議員、早川正也議員、開票の立会いをお願い致します。

〔開 票〕

### ○臨時議長（緒方猛）

ありがとうございました。

それでは、選挙の結果を報告致します。

投票総数 12票、有効投票 10票、無効投票 2票。

有効投票のうち、青木悦子議員 7票、竹田和明議員 3票。

以上のとおりに決まりました。

この選挙の法定得票数は3票ですので、投票は成立を致しました。

よって、青木悦子議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場の閉鎖解除〕

### ○臨時議長（緒方猛）

続けます。ただ今議長に当選されました青木悦子議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を致します。議長に当選されました青木悦子議員にご挨拶をお願い致します。

登壇にてお願い致します。よろしくどうぞ。

〔新議長 青木悦子 登壇〕

### ○議長（青木悦子）

ただ今は、私、青木悦子に議長としてご推挙いただきまして、感謝申し上げます。ありがとうございます。

まず最初に、私、一議員として、申し上げたいことがございます。この度は3期目を迎えた訳ですが、前回と同様に無投票での当選です。町民の方々の審判を受けての当選ではございません。このことをしっかりと肝に銘じまして、住民の皆様にご理解が得られるように、議員としての職責を胸に活動を実践していかなければならないと考えています。住民に寄り添い、住民の声に耳を傾け、時には住民に訴え、時には理解を求めるなど、なお一層の自覚を持って働かせていただく所存です。

さて、議長と致しましては、議会を代表する立場として、また会議を主催する立場として、議会の秩序を保持し、議事を整理することに努め、円滑な議事進行、議会運営がなされるように努めてまいります。しかしながら、私1人の力では成し得ない議会運営です。議員の皆様のご協力とご支援をどうぞよろしくお願い致します。議長就任のご挨拶と致します。

### ○臨時議長（緒方猛）

ありがとうございました。

以上で、臨時議長の職務を終わらせていただきます。

ご協力、大変どうもありがとうございました。

続きまして、青木悦子議員、議長席にお着きいただきたいと思います。

〔臨時議長退席し、新議長 議長席に着く〕

## ◎議席の指定

### ○議長（青木悦子）

では、よろしくお願ひ致します。

日程第3 指定第1号「議席の指定について」。

日程第3 指定第1号「議席の指定について」を議題と致します。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定致します。

議席の番号及び氏名を、事務局長に朗読させます。

加藤芳博議会事務局長。

### ○議会事務局長（加藤芳博）

それでは、議席番号及び氏名を朗読致します。

1番 東愛乃議員、2番 篠宮真樹議員、3番 中村基議員、4番 柴本健二議員、  
5番 秋山柳三議員、6番 笹生あすか議員、7番 早川正也議員、8番 竹田和明議員、  
9番 大塚昇議員、10番 青木悦子議員、11番 緒方猛議員、12番 鈴木辰也議員。

### ○議長（青木悦子）

ただいま、事務局長が朗読したとおり議席を指定致します。

それでは、議員各位におかれましては、各自、議席札を立ててください。

## ◎会議録署名議員の指名

### ○議長（青木悦子）

日程第4「会議録署名議員の指名」を致します。

会議録署名議員は、鋸南町議会会議規則第127条の規定により、1番 東愛乃議員、  
12番 鈴木辰也議員の両名を指名致します。

## ◎会期の決定

### ○議長（青木悦子）

日程第5「会期の決定」を行います。

本臨時会の会期については、議案の内容からして、本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定致しました。

## ◎諸般の報告

### ○議長（青木悦子）

日程第6「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項を申し上げます。

今臨時会に説明要員として、出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

町長から議案に対する提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許可致します。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

## ◎提案理由の説明

### ○町長（白石治和）

先ほどの議長選挙におきまして、当選の栄に浴されました青木悦子議員におかれましては、誠におめでとうございます。

先ほどの挨拶の中で申し上げましたとおり、町政に誠心誠意取り組んで参りますので、青木議長のご協力、ご指導をお願いする次第でございます。

さて、本臨時議会に、町長としてご提案申し上げます議案は、6件でございます。

それぞれ概略を申し上げます。

議案の第1号は、「鋸南町監査委員の選任について」でございますが、地方自治法の規

定により、議会議員から1名の監査委員の選任をお願いをするものでございます。

その氏名につきましては、議案上程の折に申し上げますので、ご了承をお願いを申し上げます。

議案の第2号及び議案第3号は、「鋸南町消防委員会委員の選任について」でございますが、鋸南町消防委員会条例の規定により、議会議員から2名の消防委員の選任をお願いするものでございます。その氏名につきましては、議案上程の折に申し上げますので、ご了承をお願い申し上げます。

議案の第4号は、「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」の専決処分でございます。地方税法等の一部改正及び関係政省令の改正に伴う、鋸南町税条例の改正について、本年3月31日に専決処分を致しましたので、地方自治法の規定により、議会のご承認をお願いをするものでございます。

議案の第5号は、「副町長の選任について」でございますが、本年5月21日をもって、現副町長の内田正司氏が任期満了となりますので、引き続き同氏を副町長に選任致したく、議会のご同意をお願いをするものでございます。

議案の第6号は、「鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について」でございますが、本年5月17日をもって、現委員の池田博幸氏が任期満了となりますので、引き続き同氏を委員に選任致したく、議会のご同意をお願いをするものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げますが、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

以上であります。

### ○議長（青木悦子）

日程第7に入る前に、お願いを致します。

お手元に配布されております議案等につきましては、議会議長の氏名が空欄となっております。議長名「青木悦子」とご記入をお願いを致します。

## ◎副議長の選挙

### ○議長（青木悦子）

日程第7 選挙第2号「副議長の選挙について」を議題と致します。

職員をして、議案の朗読をいたさせます。

加藤芳博議会事務局長。

はい、局長。

**○議会事務局長（加藤芳博）**

選挙第2号「副議長の選挙について」副議長の選挙を行うものとする。

令和5年5月9日提出、鋸南町議会議長 青木悦子。

**○議長（青木悦子）**

選挙の方法は、投票と指名推選の方法がありますが、投票により行いたいと思います。

これに、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認めます。

よって、選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場の閉鎖〕

**○議長（青木悦子）**

ただいまの出席議員は、12名です。

次に、立会人を指名致します。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番 竹田和明議員、9番 大塚昇議員を指名致します。

投票用紙の配布を致します。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。

〔投票用紙の配布〕

**○議長（青木悦子）**

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

投票箱の点検をします。

その前に、失礼しました。投票用紙の配布漏れはなしと認めます。

それでは投票箱を点検します。

立会人、事務局長お願い致します。

〔立会人、事務局長により点検〕

**○議長（青木悦子）**

異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

加藤芳博議会事務局長。

**○議会事務局長（加藤芳博）**

それでは、点呼を行います。

1 番 東愛乃議員、2 番 篠宮真樹議員、3 番 中村基議員、4 番 柴本健二議員、5 番 秋山柳三議員、6 番 笹生あすか議員、7 番 早川正也議員、8 番 竹田和明議員、9 番 大塚昇議員、11 番 緒方猛議員、12 番 鈴木辰也議員、10 番 議長 青木悦子議員。以上でございます。

**○議長（青木悦子）**

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより、開票を行います。

竹田和明議員、大塚昇議員、開票の立会いをお願い致します。

〔開 票〕

**○議長（青木悦子）**

選挙の結果を報告致します。

投票総数 12 票、有効投票数 10 票、無効投票数 2 票。

有効投票のうち、早川正也議員 10 票。

以上のとおりです。

**○議長（青木悦子）**

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、早川正也議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場の閉鎖解除〕

**○議長（青木悦子）**

ただいま、副議長に当選された早川議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知を致します。

副議長に当選されました早川正也議員に挨拶をお願い致します。

演壇にてお願い致します。

〔新副議長 早川正也 登壇〕

**○副議長（早川正也）**

ただ今、議員各位のご推挙により副議長を務めさせていただきます早川正也です。

身に余る栄誉でありますと共に、職責の重さを実感しているところです。

就任にあたり、一言ご挨拶させていただきます。

現在鋸南町では都市交流施設道の駅保田小学校、日本遺産候補地である鋸山、佐久間ダムを中心とした観光振興、またイノシシなど有害獣や担い手不足が問題な農業、磯焼けが問題な漁業、また、保田駅前・勝山港通り商店街などの商工業の各問題や、今国が進めている子育て支援・子ども政策の実施など、議会が担う役割は重要と考えています。このような中、住民の皆様の付託に応えるため、青木議長を支え、公平・円滑な議会運営に取り組んでまいりますので、議員各位、関係者のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

### ○議長（青木悦子）

副議長の挨拶が終わりました。

ここで、暫時休憩致します。

…… 休憩・午前 11時08分 ……

…… 再開・午後 1時30分 ……

### ◎鋸南町議会常任委員会委員の選任

#### ○議長（青木悦子）

それでは休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第8 選任第1号「鋸南町議会常任委員会委員の選任について」を議題と致します。

職員をして、議案の朗読をいたさせます。

加藤芳博議会事務局長。

はい、事務局長。

#### ○議会事務局長（加藤芳博）

選任第1号、鋸南町議会常任委員会委員の選任について。鋸南町議会委員会条例第5条第1項の規定により、常任委員会委員を次の通り選任するものとする。

令和5年5月9日提出、鋸南町議会議長 青木悦子。

#### ○議長（青木悦子）

常任委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、議長において、指名致します。事務局長をして、発表致します。加藤局長。

#### ○議会事務局長（加藤芳博）

それでは、常任委員会の構成委員を発表致します。

総務常任委員会に、中村基議員、柴本健二議員、秋山柳三議員、竹田和明議員、大塚

昇議員、青木悦子議員、以上6名でございます。

産業常任委員会には、東愛乃議員、篠宮真樹議員、笹生あすか議員、早川正也議員、緒方猛議員、鈴木辰也議員、以上6名でございます。

**○議長（青木悦子）**

ただいま、発表したとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

よって、ただいま、指名致しました以上の議員を、それぞれ常任委員会委員に選任することに決定致しました。

ここで、暫時休憩をし、委員会条例第6条第2項の規定により、各常任委員会で、委員長及び副委員長の選任をしていただきます。

各常任委員会の開催場所を申し上げます。

総務常任委員会は委員会室、産業常任委員会は議場脇の小会議室にて、お願い致します。

…… 休憩・午後 1時33分 ……

…… 再開・午後 1時48分 ……

**○議長（青木悦子）**

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

休憩中に各常任委員会において行われました正・副委員長の互選結果の通知がありましたので、報告致します。

総務常任委員会委員長に、大塚昇議員、総務常任委員会副委員長に、柴本健二議員。

産業常任委員会委員長に、笹生あすか議員、産業常任委員会副委員長に、篠宮真樹議員が選ばれました。

以上のとおりでございます。

よろしくお願い致します。

**◎鋸南町議会運営委員会委員の選任**

**○議長（青木悦子）**

日程第9 選任第2号「議会運営委員会委員の選任について」を議題と致します。

職員をして、議案の朗読を致させます。加藤芳博議会事務局長。はい、加藤局長。

**○議会事務局長（加藤芳博）**

選任第2号、鋸南町議会運営委員会委員の選任について。鋸南町議会委員会条例第5条第1項の規定により、鋸南町議会運営委員会委員6名の選任を行うものとする。

令和5年5月9日提出、鋸南町議会議長 青木悦子。

**○議長（青木悦子）**

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が指名致します。

事務局長をして発表致させます。加藤局長。

**○議会事務局長（加藤芳博）**

それでは、議会運営委員会の構成を発表致します。

中村基議員、柴本健二議員、笹生あすか議員、早川正也議員、大塚昇議員、鈴木辰也議員、以上6名でございます。

**○議長（青木悦子）**

ただいま発表したとおり、指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

よって、ただいま指名致しました6名の議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定致しました。

ここで暫時休憩をし、委員会条例第6条第2項の規定により、議会運営委員会で委員長及び副委員長の選任をしていただきます。

委員会室で、ただちに開催をお願い致します。

暫時休憩致します。

…… 休憩・午後 1時51分 ……

…… 再開・午後 2時 9分 ……

**○議長（青木悦子）**

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

休憩中に議会運営委員会において行われました正・副委員長互選の結果について、通知がありましたので、報告致します。

議会運営委員会委員長に、鈴木辰也議員、議会運営委員会副委員長に、中村基議員が選ばれました。

以上のとおりでございます。

よろしくお願い致します。

**○議長（青木悦子）**

ここで、暫時休憩を致します。

休憩中に議員総会を行いますので、委員会室にお集まり願います。

…… 休憩・午後 2時09分 ……

…… 再開・午後 2時16分 ……

**◎安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙**

**○議長（青木悦子）**

休憩を解いて、会議を再開します。

日程第10 選挙第3号「安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員選挙について」を議題と致します。

職員をして、議案の朗読をいたさせます。

加藤芳博議会事務局長。加藤局長。

**○議会事務局長（加藤芳博）**

選挙第3号「安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について」。安房郡市広域市町村圏事務組合規約第6条第2項の規定により、安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員1名の選挙を行うものとする。

令和5年5月9日提出、鋸南町議会議員 青木悦子。

**○議長（青木悦子）**

お諮り致します。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推薦により行いたいと思います。

これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定致しました。

早川正也議員を安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に指名致します。

これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名致しました早川正也議員が、安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に決定されました。

ただいま、安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました早川正也議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知を致します。

**◎鋸南地区環境衛生組合議会議員の選挙**

**○議長（青木悦子）**

日程第11 選挙第4号「鋸南地区環境衛生組合議会議員の選挙について」を議題と致します。

職員をして、議案の朗読をいたさせます。

加藤芳博議会事務局長。加藤局長。

**○議会事務局長（加藤芳博）**

選挙第4号「鋸南地区環境衛生組合議会議員の選挙について」。鋸南地区環境衛生組合規約第6条の規定により、鋸南地区環境衛生組合議会議員4名の選挙を行うものとする。

令和5年5月9日提出、鋸南町議会議長 青木悦子。

**○議長（青木悦子）**

お諮り致します。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推薦により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定致しました。

笹生あすか議員、早川正也議員、大塚昇議員、鈴木辰也議員を、鋸南地区環境衛生組合議会議員に指名致します。

これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名致しました笹生議員、早川議員、大塚議員、鈴木議員が鋸南地区環境衛生組合議会議員に決定致しました。

ただいま鋸南地区環境衛生組合議会議員に当選されました笹生あすか議員、早川正也議員、大塚昇議員、鈴木辰也議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知を致します。

## ◎千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

### ○議長（青木悦子）

日程第12 選挙第5号「千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を議題と致します。

職員をして、議案の朗読をいたさせます。

加藤芳博議会事務局長。加藤局長。

### ○議会事務局長（加藤芳博）

選挙第5号「千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」。千葉県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員1名の選挙を行うものとする。

令和5年5月9日提出、鋸南町議会議長 青木悦子。

### ○議長（青木悦子）

お諮り致します。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推薦により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定致しました。

私、青木悦子を、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に指名致します。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

### ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名致しました青木悦子議員が、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に決定致しました。

ただいま、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました青木悦子が、議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知を致します。  
暫時休憩をし、議案の差し替えを致します。

…… 休憩・午後 2時23分 ……  
…… 再開・午後 2時25分 ……

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

#### ○議長（青木悦子）

休憩を解いて、会議を再開します。

議案の配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

配布漏れなしと認めます。

日程第13 議案第1号「鋸南町監査委員の選任について」を議題と致します。

地方自治法第117条の規定により、柴本健二議員の退席を求めます。

〔4番 柴本健二 退場〕

#### ○議長（青木悦子）

総務企画課長より議案の説明を求めます。

石井肇総務企画課長。石井総務企画課長。

〔総務企画課長 石井肇 登壇〕

#### ○総務企画課長（石井肇）

議案第1号「鋸南町監査委員の選任について」ご説明申し上げます。

監査委員につきましては、地方自治法第195条第2項の規定によりまして、定数は2人と定められております。また、同法第196条第1項の規定により、2人のうち1人は議会議員のうちから選任されることとなっております。

鋸南町監査委員として選任することにつきまして、議会のご同意をお願い致します方は、住所 鋸南町竜島33番地の2、氏名 柴本健二、生年月日 昭和29年4月29日でございます。

議員におかれましては、議員1期目ではありますが、識見を有するものうちから選任されます監査委員を経験されまして、行政面、監査委員の職務にも精通をされております。

任期は、議会議員の任期であります、令和9年4月29日までであります。

以上で、説明を終わりますが、議会のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

本件は人事案件であります、質疑がありましたら発言願います。

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に、同意する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

柴本議員の入場を許可致します。

〔4番 柴本健二 入場〕

**○議長（青木悦子）**

ただいま、柴本健二議員を鋸南町監査委員として同意することに決定されましたので、告知致します。

暫時休憩をし、議案の差し替えを致します。

…… 休憩・午後 2時29分 ……

…… 再開・午後 2時30分 ……

**◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

休憩を解いて、会議を再開します。

議案の配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

配布漏れなしと認めます。

日程第14 議案第2号「鋸南町消防委員会委員の選任について」を議題と致します。  
地方自治法第117条の規定により、篠宮真樹議員の退席を求めます。

〔2番 篠宮真樹 退場〕

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長より議案の説明を求めます。

石井総務企画課長。

〔総務企画課長 石井肇 登壇〕

**○総務企画課長（石井肇）**

議案第2号「鋸南町消防委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

消防委員会委員につきましては、鋸南町消防委員会条例第4条第3項の規定により、委員の定数は町議会議員2人、学識経験者2人及び消防関係者4人の合計8人と定められております。また、委員のうち町議会議員につきましては、同条例第5条の規定によりまして議会の議決を経て選任することとなっております。議会のご議決をお願い致します方は、住所 鋸南町保田60番地、氏名 篠宮真樹、生年月日 昭和46年2月11日でございます。任期は、議会議員の任期であります令和9年4月29日までであります。

以上で、説明を終わりますが、議会のご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

本件は人事案件であります。質疑がありましたら発言願います。

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に、同意する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

篠宮真樹議員の入場を許可致します。

〔2番 篠宮真樹 入場〕

**○議長（青木悦子）**

ただいま、篠宮真樹議員を、鋸南町消防委員会委員として同意することに決定されましたので、告知致します。

暫時休憩をし、議案の差し替えを致します。

……休憩・午後 2時34分 ……

……再開・午後 2時35分 ……

**◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

休憩を解いて、会議を再開します。

議案の配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

配布漏れなしと認めます。

日程第15 議案第3号「鋸南町消防委員会委員の選任について」を議題と致します。

地方自治法第117条の規定により、竹田和明議員の退席を求めます。

〔8番 竹田和明 退場〕

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長より議案の説明を求めます。

石井肇総務企画課長。

〔総務企画課長 石井肇 登壇〕

**○総務企画課長（石井肇）**

議案第3号「鋸南町消防委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

消防委員会委員につきましては、鋸南町消防委員会条例第4条第3項の規定によりまして、委員の定数は町議会議員2人、学識経験者2人及び消防関係者4人の合計8人と定められております。また、委員のうち町議会議員につきましては、同条例第5条の規

定によりまして議会の議決を経て選任することとなっております。議会のご議決をお願い致します方は、住所 鋸南町上佐久間1386番地6、氏名 竹田和明、生年月日 昭和40年7月3日でございます。任期は、議会議員の任期であります令和9年4月29日までであります。

以上で、説明を終わりますが、議会のご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

本件は人事案件であります。質疑がありましたら発言願います。

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に、同意する議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

竹田和明議員の入場を許可致します。

〔8番 竹田和明 入場〕

**○議長（青木悦子）**

ただいま、竹田和明議員を、鋸南町消防委員会委員として同意することに決定されましたので、告知致します。

**◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第16 議案第4号「専決処分の承認を求めることについて（鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題と致します。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

対馬尚子税務住民課長。

〔税務住民課長 対馬尚子 登壇〕

### ○税務住民課長（対馬尚子）

議案第4号「専決処分の承認を求めることについて」ご説明致します。

専決処分の承認をお願い致しますのは、「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定」でございます。

地方税法の一部を改正する法律及び関係政省令が本年3月31日にそれぞれ公布され、原則4月1日から施行されることに伴い、鋸南町税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により、議会のご承認をお願いするものでございます。

改正の主なものは、令和6年度に課税が開始される森林環境税に係る例規の整備、固定資産税の軽減措置及び軽自動車税の税率区分の見直し等でございます。その他法律等の改正に伴い規定の整備を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明させていただきます。なお、字句の整備あるいは現状で直接影響を及ぼさないとと思われる改正につきましては一部説明を省略させていただきますのでご了承いただきますようお願い致します。

新旧対照表をご覧ください。第34条の9、第2項、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除については、個人の町民税の所得割から税額控除される配当割額又は株式等譲渡所得割額について、控除しきれない場合は還付又は確定申告に係る個人の町民税に充当される規定ですが、法の改正に伴い、引用条文を整備するものでございます。

第36の3の2、第2項、1ページから3ページ上段までの個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書につきましては、法改正に伴い、前年において記載した扶養親族等申告書の内容に異動が無い場合は、記載事項に代えて異動がない旨を記載した申告をすることが出来る旨を規定するものでございます。

3ページをお願い致します。第38条、個人の町民税の徴収方法等につきましては、森林環境税の徴収方法について、個人の町民税の均等割に合わせて徴収する規定を追加するものでございます。第41条、個人の町民税の納税通知書につきましては、納税通知書に記載すべき税額について、森林環境税を合わせた税額を記載する規定でございます。第44条、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収につきましても、森林環境税を合わせた税額を特別徴収の方法で徴収する規定でございます。

4ページをお願い致します。第2項から5ページ第6項までは字句の整備をするものでございます。

6ページをお願い致します。第46条、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等につきましては、特別徴収税額の税額を納める納付書について、法施行規則の改正に伴い、電子納付用の新様式を追加する規定でございます。第47条、給与所得に係る特別

徴収税額の普通徴収税額への繰入につきましては、7ページをお願い致します。第2項において、特別徴収税額の変更等により過納金等が生じた際に、当該納税者に未納金がある場合は、未納金に係る徴収金に充当する規定ですが、法改正に伴い、引用条文を整備するものでございます。

第47条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の特別徴収につきましては、8ページにかけまして、森林環境税額を合わせた税額を特別徴収の方法で徴収する規定でございます。

8ページをお願い致します。第47条の6、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入につきましては、6ページの第47条と同様の規定をするものでございます。

9ページをお願い致します。第48条、法人の町民税の申告納付、及び、10ページをお願い致します。第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付手続につきましては、法施行規則の改正に伴い、納付書の新様式を追加するものでございます。

11ページをお願い致します。第82条、軽自動車の種別割の税率につきましては、法規則の改正に伴い、3輪の特定小型原付自転車、いわゆる電動キックボードの税率区分につきまして、第1項(1)原動機付自転車へ3輪以上の区分、いわゆるミニカー区分から、原動機付自転車アに課税区分の変更を規定するものでございます。

12ページをお願い致します。第98条、たばこ税の申告納付の手続及び、13ページ、第101条のたばこ税に係る不足税額等の納付手続につきましては、法施行規則の改正に伴い、納付書の新様式を追加する規定でございます。

続きまして、附則の改正となります。附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例につきましては、適用期間を令和9年度まで延長する規定でございます。

14ページをお願い致します。附則第10条、読み替え規定は、法附則第64条に規定する中小企業が先端設備等導入計画に基づき、取得した設備に係る固定資産税の軽減措置について、本年4月1日から法附則第15条第45項に追加されたことに伴う規定の整備でございます。附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合は、固定資産税の課税標準の特例に関する規定ですが、一部廃止に伴う規定の整備でございます。

15ページをお願い致します。附則第10条の3、第12項、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、法改正により字句の整備をするものでございます。

16ページをお願い致します。現行列の中段、附則第15条の2及び17ページをお願い致します。同じく現行列側の附則第15条の6、第3項、軽自動車税の環境性能割の非課税と、環境性能割の税率の特例につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急

経済対策における臨時的経済措置が終了したことにより、削除するものでございます。

16ページにお戻りください。附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例につきましては、不正を行った自動車メーカー等を納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を100分の10から100分の35に規定するものでございます。

17ページをお願い致します。附則第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例につきましては、いわゆるグリーンカー特例等の改正をするもので、第2項は電気自動車等を取得した場合における翌年度の種別割税額が75パーセント軽減となる措置について、適用期間を令和8年3月31日まで延長し、課税対象年度を規定するものでございます。

18ページをお願い致します。現行列の第3項は、一定の環境性能を有するガソリン車等を取得した場合の、令和3年度課税を50パーセント軽減する規定、第4項は、令和3年度課税を25パーセント軽減する規定で、それぞれ削除するものでございます。

19ページをお願い致します。現行列第5項は、電気自動車等の自家用車を取得した場合における令和4年度、5年度の課税額を75パーセント軽減する規定、第6項は電気自動車等で自家用以外のものの令和4年度、5年度の課税額を75パーセント軽減する規定で、それぞれ削除をするものでございます。

20ページをお願い致します。第3項は、一定の環境性能を有するガソリン車等を取得した場合における50パーセントの軽減措置について、営業用のものに限り、適用期間を令和8年3月31日まで延長し、課税対象年度、税額及び軽減後の税額を規定するものでございます。第4項はガソリン車等の25パーセントの軽減措置について、適用期間を令和7年3月31日まで延長し、税額及び軽減後の税額を規定するものでございます。

20ページ下段から21ページにかけての附則第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例につきましては、21ページをお願い致します。環境性能割の賦課徴収の特例と同様に納税不足額を徴収する際に加算する割合を100分の10から100分の35に規定するものでございます。附則第17条の2、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の特例につきましては、適用年度を令和8年度まで延長する規定でございます。

22ページをお願い致します。附則第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例につきましては、法附則の改正に合わせて字句を整備するものでございます。

施行期日ですが、改正案の第112条の第1項への改正規定及び、附則第4条第1項のうち附則第16条の2第3項を除く規定は令和5年7月1日、第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の廃止規定、同条に1項を加える改正規定、並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定、並びに

附則第15条の2の2の改正規定のうち同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに附則第4条第1項のうち、改正条例附則第16条の2第3項に限る、は、令和6年1月1日、第36条の3の2、第37条第2項の規定は、令和7年1月1日、その他の規定につきまして、令和5年4月1日となります。

次に経過措置としまして、附則第2条は町民税、第3条は固定資産税、第4条は軽自動車税に係る経過措置の規定で、施行日前に適用したものは、なお従前の例によることを定めております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、6番 笹生あすか議員。

**○6番（笹生あすか）**

1件の質疑があります。新旧対照表3ページ目の改正案の中段、第38条の3森林環境税ですが、年間千円を何人の町民が負担して、総額いくら国に納めることになるのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、対馬税務住民課長。

**○税務住民課長（対馬尚子）**

ご質問の、森林環境税の徴収見込み金額ということでよろしいでしょうか。

令和4年度分の課税徴収で申し上げます。町民税均等割の課税は4025件。森林環境税千円で換算致しますと、402万5千円となります。以上です。

**○議長（青木悦子）**

はい、他に質疑はございますか。

はい、8番 竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

はい。今の件なんですけれども、この4025件ということですが、世帯主というのは当町の場合4025世帯もないんじゃないかなと思うんですけど、これは何か事情があるのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

はい、対馬税務住民課長。

**○税務住民課長（対馬尚子）**

ただ今申し上げました均等割の課税というのは個人の町民税の均等割ですので、世帯

ではなく個人で、4025件ということです。

**○議長（青木悦子）**

はい、8番 竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

はい、今の件は分かりました。

この対比表の11ページなんですけれども、82条の（1）原動機付自転車、このエのところですが、3輪以上というのが、これはキックボードだということですが、このキックボードに関わる税金というのは、3700円となっていますけれども、これは何かその、取得した時に登録か何かをして、このキックボードを持っている人がこの税金を払うってということになるのでしょうか。

**○議長（青木悦子）**

対馬税務住民課長。

**○税務住民課長（対馬尚子）**

はい。こちらにつきましては、取得等した際に、車両の証明書を持参していただきましてそれに基づいて課税を致します。

**○議長（青木悦子）**

はい、8番 竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

はい、わかりました。

それとですね。

**○12番（鈴木辰也）**

議長、議事進行。

**○議長（青木悦子）**

はい。

**○12番（鈴木辰也）**

いいですか。

**○8番（竹田和明）**

はい。

**○12番（鈴木辰也）**

この質疑は、1人3回までで、最初に何件質問するかを言って、あれじゃないですか、進行の仕方としたら。違う質問をするのであれば、すぐじゃなくて、1回で何件あるって言って1回目の質問が3つだったら何件か言っていただいて、それでその後答弁をもらって、2回目の質疑をするのであれば、するような進行であったと思いますが。

**○議長（青木悦子）**

はい。そうでした。

元に戻します。

竹田和明議員、今何回目の質問。

**○ 8 番（竹田和明）**

3回目、ですかね。

**○議長（青木悦子）**

では、1問につき3回ということで、1件につき3回ということで、お願い致します。

**○ 8 番（竹田和明）**

じゃあ3回目の最後の質問ですけれども、この対比表の17ページなんですけど、この16条の第2項ですけれども、ちょっとあの、聞き漏らしたと思うんですが、この2項に関する車両というのは、電気自動車の税率を75%軽減して、これを、軽減期間を令和8年3月31日まで延長するという内容でよかったでしょうか。その確認です。

**○議長（青木悦子）**

はい、対馬税務住民課長。

**○税務住民課長（対馬尚子）**

はい、ただ今のご質問ですが、竹田議員さんの仰るとおり、電気自動車等の課税の軽減ということでございます。

**○ 8 番（竹田和明）**

わかりました。

**○議長（青木悦子）**

他に質疑はございますか。

**○議長（青木悦子）**

では質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

はい、6番 笹生あすか議員。

**○ 6 番（笹生あすか）**

私は、第38条の3など、森林環境税の徴収方法に反対の立場から討論します。森林の整備保全を促進させることや、その財源を確保することに異議はなく、倒木や土砂災害対策の面からも、国や県にも対策の拡充を求めてきました。しかし、森林環境税は国民に等しく負担を求めるということで、今年度で終了する復興特別住民税に代わり、来年度から個人住民税均等割に上乗せで1人千円を国に納めなくてはなりません。一方、発電や製鉄などでCO2を多く排出する大企業には、森林環境税は課税されません。物価や燃料費など、暮らしに関わる費用が高騰する中で住民負担が継続されることに反対です。以上で反対討論を終わります。

**○議長（青木悦子）**

それでは、賛成討論はありませんか。

**○議長（青木悦子）**

それでは、討論がないようですので、討論を終了します。

はい、8番 竹田和明議員。

**○8番（竹田和明）**

私は、反対の立場から討論を行います。対比表の17ページの16条のところですが、先ほど質問で16条の2項ですが、電気自動車については減税を延長することなんですけれども、いわゆる軽自動車、ガソリンの軽自動車だとかですね、その他の軽自動車については、減税がむしろなくなるということになっておりますが、当町の場合ですね、ほとんどの人が軽トラだとかですね、そういった車を利用しています。一方で電気自動車というのはかなりまだ高額で、お金持ちの車だという風に思うんですけれども、そういったものを購入を促すということですね、確かにその、環境面では良いのかもしれませんが、要するに低所得者にとって厳しい法改正では、税金の課税方法になるのではないかなということから、反対を致します。

**○議長（青木悦子）**

他に、討論はありますか。

**○議長（青木悦子）**

それでは、討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案を承認する議員の挙手を求めます。

[挙手 多数]

**○議長（青木悦子）**

挙手多数。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

**◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第17、議案第5号「副町長の選任について」を議題と致します。

当該者が居られますので、内田正司副町長には議事終了までの間退席を願います。

[副町長 内田正司 退場]

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長より議案の説明を求めます。

石井総務企画課長。

〔総務企画課長 石井肇 登壇〕

**○総務企画課長（石井肇）**

議案第5号、副町長の選任について、ご説明申し上げます。

鋸南町副町長として選任することにつきまして、地方自治法第162条の規定により、議会のご同意をお願い致します方は、住所 鋸南町勝山127番地の2、氏名 内田正司、生年月日 昭和29年8月28日、任期は令和5年5月22日から令和9年5月21日までの4年間であります。なお、資料と致しまして、公職歴をお手元に配布してございます。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

本件は人事案件であります。質疑がありましたら発言願います。

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に同意する議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

**○議長（青木悦子）**

ここで暫時休憩を致します。

議員各位には、議席でお待ちください。

……休憩・午後 3時10分 ……

〔副町長 内田正司 入場〕

……再開・午後 3時10分 ……

**○議長（青木悦子）**

休憩を解いて会議を再開致します。

ただ今同意されました、内田正司副町長から挨拶をしたき旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔副町長 内田正司 登壇〕

**○副町長（内田正司）**

ただ今は、副町長選任のご同意をいただきまして誠にありがとうございます。町長、冒頭ですね、今回所信のご挨拶がございましたけれど、三ツ星のふるさと鋸南を達成すべく勇往邁進、チャレンジ精神でまちづくりに取り組んでいくということでございます。町長をサポートする立場として、職員一丸となって様々な課題解決に向けて取り組んで参りたいと考えております。浅学非才ではございますけれども、議会の皆様には今まで以上にご指導ご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、御礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

**○議長（青木悦子）**

内田副町長におかれましては、今後とも町行政にご尽力をお願い致します。

**◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（青木悦子）**

日程第18、議案第6号「鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題と致します。

**○議長（青木悦子）**

総務企画課長より議案の説明を求めます。

石井肇総務企画課長。

〔総務企画課長 石井肇 登壇〕

**○総務企画課長（石井肇）**

議案第6号、鋸南町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会のご同意をお願い致します方は、住所 鋸南町下佐久間2760番地、氏名 池田 博幸、生年月日 昭和23年3月31日、任期は令和5年5月18日から令和8年5月17日までの3年間であります。なお、参考資料と致しまして、職歴をお手元に配布させていただきました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（青木悦子）**

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

**○議長（青木悦子）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

**○議長（青木悦子）**

討論がないようですので、討論を終了します。

本案に同意する議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

**○議長（青木悦子）**

挙手全員。

よって、本案は原案の通り同意されました。

**○議長（青木悦子）**

ここで、暫時休憩をします。

休憩中に「議員全員協議会」を開催しますので、議員各位は委員会室にご参集願います。

執行部の皆さんは暫時休憩と致します。

……休憩・午後 3時15分 ……

……再開・午後 3時32分 ……

**○議長（青木悦子）**

休憩を解いて、会議を再開します。

休憩中に議員全員協議会を開催し、各協議会等の委員が推薦、または選任されましたので、報告致します。

鋸南町国民健康保険運営協議会委員は、東愛乃議員、竹田和明議員、緒方猛議員、以上3名の議員と決定しました。

鋸南町環境審議会委員は、大塚昇議員に決定しました。

鋸南町学校給食センター運営委員会委員には、秋山柳三議員が選出されました。

鋸南町空家等対策協議会委員には、大塚昇議員が選出されました。

令和5年第2回鋸南町議会臨時会追加議事日程〔第1号の追加1〕

令和5年5月9日

追加日程第1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の審査について

◎追加日程の決定

○議長（青木悦子）

休憩中に、追加議事日程と閉会中の継続審査申出書の提出がなされましたので、お手元に配布いたしました。

議案の配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

配布漏れなしと認めます。

お諮りいたします。

この際、これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査申出書を日程に追加し、議題とすることに決定致しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務の審査について

○議長（青木悦子）

追加日程第1 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務の審査について」を議題と致します。

職員をして「閉会中の継続審査申出書」の朗読をいたさせます。

加藤芳博議会事務局長。

○議会事務局長（加藤芳博）

追加日程第1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の審査について。令和5年5月9日、鋸南町議会議長 青木悦子様。議会運営委員会委員長 鈴木辰也。閉会中の継続審査申出書、本委員会は、所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、鋸南町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記と致しまして、1 事件、(1) 毎定例会、臨時会の会期日程及び議会運営に関するこ  
と、(2) と致しまして、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、(3)  
と致しまして、議長の諮問に関する事項。

理由と致しまして、定例会の会期中に審査することが困難なため。

期限は、令和 9 年 4 月 2 9 日。

以上です。

#### ○議長（青木悦子）

会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配布しましたとおり、議会運営委員会委員  
長から、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、「閉会中の継続審査の申  
し出」がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○議長（青木悦子）

異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることを決定致しました。

### ◎閉会の宣言

#### ○議長（青木悦子）

以上で、本臨時会の会議に付議された議件は、全て終了致しました。

よって、令和 5 年第 2 回鋸南町議会臨時会を閉会致します。

ご苦労様でした。

〔閉会のベルが鳴る〕

…………… 閉 会 ・ 午 後 3 時 3 7 分 ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年8月23日

臨時議長 緒方 猛

議会議長 青木 悦子

署名議員 東 愛乃

署名議員 鈴木 辰也